



厚生労働省発老1224第1号

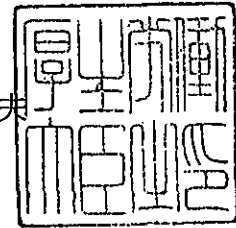
平成22年12月24日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

細川 律夫



諮 問 書

(特別養護老人ホーム等における一部ユニット型施設・事業所に関する基準の改正について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第74条第3項、第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項及び第115条の14第3項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

特別養護老人ホーム等における一部ユニット型施設・事業所に関する基準の改正

- 平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、特別養護老人ホーム等に係る一部ユニット型施設・事業所を廃止し、所要の改正を行う。
  
- 対象施設・事業所
  - ・ 特別養護老人ホーム
  - ・ 短期入所生活介護
  - ・ 短期入所療養介護
  - ・ 地域密着型介護老人福祉施設
  - ・ 介護老人福祉施設
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護療養型医療施設
  - ・ 介護予防短期入所生活介護
  - ・ 介護予防短期入所療養介護